

金融機能の強化のための特別措置に関する法律
に関する留意事項について
(金融機能強化法ガイドライン)

金融庁総務企画局

【省略用語例】

このガイドラインにおいて使用した次の用語は、それぞれ次に掲げるものを示すものである。

金融機能強化法施行令・・・金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 240 号）

信託受益権等・・・・・・・・信託の受益権、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 5 項に規定する優先出資及び同条第 7 項に規定する特定社債

金融機能強化法施行令附則第 11 条関係

（協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等の額）

附 11－令附 11－1 協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等の額は、取得優先出資等に係る信託受益権等の額のうち 50 億円以下の金額に 10 分の 8 を乗じて計算した金額と当該額のうち 50 億円を超える金額に 10 分の 9 を乗じて計算した金額との合計額を目安とすることに留意する。